

新卒者に対する就職支援強化の助成金

厚生労働省は9月24日付で、「新卒者に対する就職支援の強化について」を发出し、新卒者の就職支援に乗り出しました。これは、9月10日に閣議決定された「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」に基づいた取組みです。ここで、注目していただきたいのは、「新卒者就職実現プロジェクト」における次の2つの奨励金です。これは、低迷した雇用市場から生じた就職未定新卒者の就職促進を目標にしたもので、従来の「新卒者」の範囲を拡充し、卒業後3年以内の既卒者を…

- (1) トライアル雇用(有期雇用)後に、正規雇用した場合
 - (2) 新卒扱いとして採用拡大し、採用した場合
- に、国が企業に奨励金を支給するというものです。

- (1)を「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」、(2)を「3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金」として制度化されました。

●3年以内既卒者トライアル雇用奨励金

趣旨

卒業後3年以内の既卒者を正規雇用しむけて有期雇用し、その後正規雇用へ移行させる事業主に対して奨励金を支給するというもので、概要は次の通りです。

対象事業主

既卒者トライアル求人(ハローワークまたは新卒心援センターワーク)に提出し、それらの紹介により、原則3カ月の有期雇用をし、その後正規雇用で雇い入れた事業主

対象となる未内定新卒者の条件

- 次の(1)から(4)のいずれにも該当する者
- (1)平成20年3月以降の新規学卒者で就職先が未定の者(ただし、平成22年度新規学卒者の場合は、卒業日以降

に制度利用可)

※(1)でいう新規学卒者とは…

中学・高校・高専・大学(大学院・短大含む)・専修学校等の新規学卒者をいいます。

- (2) 卒業後、安定した職業についたことがない(1年以上継続して同一の事業主に雇用されたことがない者)
- (3) 40歳未満の者
- (4) ハローワークまたは新卒心援センターワークに求職登録を行い、就職先が未決定で、正規雇用の実現のためには、既卒者トライアル雇用が必要であると公共職業安定所が認める者

奨励金額

- (1) 有期雇用期間(原則3カ月)：10万円/月 (最大30万円)
- (2) 有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ：50万円/1人につき(雇入れから3カ月後に支給)

●3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金

趣旨

卒業後3年以内の大学等の既卒者も応募可能な新卒求人(ハローワークまたは新卒心援センターワーク)に提出し、3年以内既卒者を正規雇用した事業主に対して、奨励金を支給するというもので、概要は次の通りです。

対象事業主

卒業後3年以内の大学等の既卒者も応募可能な求人(ハローワーク又は新卒心援センターワーク)に提出し、それらの紹介により、卒業後3年以内の既卒者を正規雇用した事業主

※正規雇用とは…

定めのない雇用期間で、週所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者(週30時間未満の者を除く)として雇用する場合をいう

対象となる者の条件

次の(1)から(3)のいずれにも該当する者

- (1) 大学等を卒業後3年以内の既卒者であつて、1年以上継続して同一の事業主に正規雇用されたことがない者
- ※(1)でいう大学等は…

大学・大学院・短大・高専・及び専修学校等をいいます。

- (2) ハローワークまたは新卒心援センターワークに求職登録している者
- (3) 平成22年度においては、平成20年3月以降に大学等を卒業した者

奨励金額

- *100万円
- 同一事業所に一回限り(雇入れ6か月経過後に支給)

●まとめ

この2つの奨励金については、似たような名称で混同しやすいかもしれませんが、ここで簡単に整理してみます。

*共通点

- ① 卒業後3年以内の既卒者の雇入れ
- ② ハローワーク等経由の求人
- ③ 既卒者がハローワーク等に求職登録
- ④ 卒業後1年以上同一事業主に継続正規雇用実績なし
- ⑤ 事業主が奨励金を受給

*相違点

- ① 前出が有期雇用後の正規雇用、後出が最初から正規雇用が前提条件です。
- ② 前出が中学校、高校卒業業者も該当するのに対し、後出は、中学校、高校卒業業者は該当しません。
- ③ 前出が回数制限がないのに対し、後出は1回限りです

中小企業者は、比較的、前出の「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」が利用しやすいでしょう。

赤井労働マネジメント事務所
社会保険労務士 赤井孝文
URL <http://www.6064.jp>